

福島市 若年がん患者 在宅療養支援 事業

若年がん患者の方が、
自宅で自分らしく安心して生活できるよう、
在宅サービス利用料を助成します。

右のすべてに
該当する方が
対象です。

- 本市に居住している
- 年齢が18歳以上40歳未満である
- がん患者であり、「一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至った」と医師から判断された
- 在宅での生活支援や介護を必要とする
- 他の事業で同様のサービスを利用できない

様々なサービスから選んで利用できます。

① 訪問介護

身体介護、生活援助、通院・外出介助など

② 訪問入浴介護

③ 福祉用具貸与・購入

車いす、特殊寝台、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト、自動排泄処理装置、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など

④ 居宅介護支援サービス

居宅サービス計画の作成

※ ①～③は、介護保険指定事業者のサービスになります。

※ ④は、ケアマネジャー以外にも、ソーシャルワーカー・看護師などの専門職への依頼も可能です。

※ 外泊扱いでの在宅サービスも対象になります。

サービス利用料の9割相当額(上限125,000円/月)を助成します。

うち④居宅介護支援サービスを利用する場合は、定額15,000円を助成します。

利用の流れについては、裏面をご覧ください。

利用の流れ

詳細は右のQRコードから
市ホームページを参照ください。



【URL】
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/hoken-ti/kenko/iryo/zaitaku/shien.html>

①申請

次の書類を福島市保健所保健総務課地域医療係に提出ください。

- ◆ 事前に説明しますので、申請前に下記まで問合せください。

【提出書類】

- (1)福島市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(様式第1号)
- (2)回復の見込みがない状態のがんであることを確認できる主治医意見書(様式第2号)

※ 意見書の作成料は利用者負担になります。

【提出先・問合せ先】 提出方法はメール、郵送、窓口のいずれでも可能です。

〒960-8002

福島市森合町10番1号 保健福祉センター 保健総務課地域医療係

(電話番号) 024-572-7602

(メールアドレス) h-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

②サービスの利用

申請内容が適当と認められれば、決定通知書を郵送します。

- ◆ 利用決定された場合、利用申請日にさかのぼって助成対象になります。
- ◆ サービス提供事業者と契約を結び、サービス利用を開始してください。
- ◆ サービス利用料の支払いは、受領委任払いと償還払いを選択できます。

受領委任払い	利用者がサービス提供事業者に自己負担額(1割相当額)を支払う 福島市がサービス提供事業者に残りの額(9割相当額)を支払う
償還払い	利用者がサービス提供事業者に全額を支払う 福島市が利用者に助成金(9割相当額)を支払う

③助成金の請求

次の書類を福島市保健所保健総務課地域医療係に提出ください。

【提出書類】 提出方法は郵送、窓口のいずれでも可能です。

- (1)福島市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付請求書兼実績報告書(様式第8号)
- (2)サービス利用料の領収書(事業者から発行)
- (3)サービスの内容・利用回数・金額が記載された明細書(事業者から発行)

- ◆ 請求内容を審査し、福島市から指定の口座に助成金を支払います。